

# 安芸太田町

## 保育所・認定こども園入所(園)案内



### 1. 保育所とは

保育所は、保護者が働いていたり病気であったりするために、保育を必要とするお子さんを、保護者に代わって保育することを目的とした児童福祉施設です。

保育所における保育の基本は、家庭での養育を補って集団生活を通して社会生活の基礎を培い、自己を十分に発揮しながら集団の中で活動できるようにすることにより、健全な心身の発達をはかることです。このため、保育に関する専門性を有する職員が、養護と教育を一体的に行い豊かな人間性をもった子どもを育成するところに保育所の特性があります。

### 2. 認定こども園とは

就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能（保護者が働いている・いないにかかわらず受け入れて教育・保育を一体的に行う機能）と地域における子育て支援を行う機能（すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを行う機能）の2つをあわせもった県知事から認定された施設です。

### 3. 明るく楽しい保育所・認定こども園の一日

おはよう	保護者とのコミュニケーションをとりながら、子どもさんの体調などを確認し迎えます。
いろいろな体験	創作活動やリズム遊び、自然とのふれあいなど、ともだちと一緒に体験します。
給食	栄養のバランスを考えた給食をみんなで食べます。
お昼寝	落ち着いた雰囲気の中で昼寝をします。
さようなら	保護者の方のお迎えまで過ごします。
お休みの日	日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）



### 4. 豊かな自然の中での保育所・認定こども園の一年

**春** 入園式・進級式・遠足など新しい友だちを迎え、桜や新緑に囲まれて新しい一年が始まります。



**夏** セタまつりやプールあそびなど、夏ならではのあそびを楽しみます。

**秋** 運動会・収穫祭・発表会・ほいくまつりなど保護者や地域の方といっしょに楽しめます。



**冬** 雪あそび・お別れ会・卒園式など、ともに成長と健康を喜び合えるよう充実した日々を過ごします。

## 5. 支給認定申請

児童の状況に応じて認定受ける必要があることから認定申請をしていただきます。  
※申請の詳しい内容については「7. 入所の手続き」をお読みください。  
申請後、下記の5つの区分のどれかに認定をします。

認定区分		対象年齢	保育時間	時間外保育
1号認定	A	3歳児～5歳児	8:15～13:45	預かり ・ 延長 … 月5回を限度(有料)
2号認定	B	3歳児～5歳児	7:00～18:00	延長(有料)
	C	3歳児～5歳児	8:00～16:00	早朝 預かり ・ 延長 … 月5回を限度(有料)
3号認定	D	0歳児～2歳児	7:00～18:00	延長(有料)
	E	0歳児～2歳児	8:00～16:00	早朝 預かり ・ 延長 … 月5回を限度(有料)

※早朝保育・延長保育の実施は施設ごとで違います。

## 6. 保育所および認定こども園（2号・3号認定）入所資格と保育期間

入所できるお子さんは、原則保護者および同居の親族が次のいずれかに該当される方で、  
お子さんが小学校へ入学されるまでの期間です。

### ○2号認定B区分・3号認定D区分

- (1) 就労⇒家庭外・内で働くため小学校就学までの範囲内で保育を必要とする期間。
- (2) 妊娠・出産⇒出産の前後のため、保育を必要とする3か月程度の期間。
- (3) 疾病・介護など⇒保護者または家族の心身の障がい、疾病、療養、介護などのため、保育を必要とする期間。
- (4) 災害復旧⇒火災、風水害等で被災しその災害復旧作業のため、保育を必要とする期間。
- (5) 就学⇒児童の親が就学（職業訓練校等を含む）のため、保育を必要とする期間。
- (6) その他⇒その他、小学校就学までの範囲内で保育を必要とすると町長が認めた期間。

### ○2号認定C区分・3号認定E区分

- (1) 求職活動⇒求職活動のため、保育を必要とする期間でおおむね3か月程度の期間。当初の期間を超える場合はその都度更新のための申請が必要です。
- (2) 育休取得中で保育利用中の児童⇒育児休業中のため、保育が可能となったが当該児童の発達上環境の変化が好ましくないと考えられる場合。
- (3) その他⇒その他、小学校就学までの範囲内で保育を必要とすると町長が認めた期間。

※1号認定（保育所および認定こども園）については上記の条件は必要ありません。

## 7. 入所(園)の手続き

(入所(園)の申し込み書類は、各保育所・認定こども園・教育委員会にあります。)

【全員が提出する書類】

① 支給認定申請書 兼 施設利用申込書 【子ども1人につき1枚】

【2号認定・3号認定を希望される方】

② 保育を必要とする理由を証明する書類 【保護者1人につき1枚】

【初めて入所(園)される児童】

③ マイナンバー記入用紙 【1世帯分】

④ 番号確認書類・本人確認書類の写し ※下記をご確認ください 【保護者1人分】

例) 父の「通知カードの写し」と父の「運転免許証の写し」

母の「通知カードの写し」と母の「健康保険証の写し」「児童扶養手当証書の写し」

※保護者の所得の状況によって課税証明をお願いする場合があります。

### ～保育を必要とする理由を証明する書類について～

保育を必要とする理由	証明するための書類	備考
就労 (自営業・農業の方を含む)	○就労証明書	1か月で48時間以上就労していること ※場合によっては業務内容が確認できる書類を添付していただきます ※自営業の方は地域の民生委員さんから証明をもらいます
求職活動	○求職活動申立書	求職活動期間は3カ月です。
妊娠・出産	○母子手帳 (表紙と出産予定日が分かるページの写し)	
育児休暇	○就労証明書	勤務先に育児休暇期間について証明をもらってください。
保護者本人の疾病・負傷	○医師の診断書	
保護者本人の障害	○身体障がい者手帳の写し ○療育手帳の写し	
病気・障がいのある人の 介護・看護	○介護(看護)申立書 ①医師の診断書 ②介護保険被保険者証の写し ③身体障がい者手帳の写し ④療育手帳の写し	介護(看護)申立書への添付書類は①から④のいずれか
災害復旧	○罹災証明 等	
就学	○在学証明書 等	
DV、虐待等	○個別相談	

## ～マイナンバー記入用紙について～

《個人番号を記入するにあたり以下の書類が必要になります。》

- 「個人番号カード（顔写真入り）」をお持ちの方 … 個人番号カードの写し
- 「個人番号カード（顔写真入り）」をお持ちでない方  
…「通知カード（顔写真無し）」の写しと本人確認書類の写し

《本人確認書類》

顔写真付きの証明書（運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、住民基本台帳カードなど）  
※顔写真付きの証明書をお持ちでない方は、健康保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、写真なし身分証明書などの中から2点  
※詳しくはマイナンバー記入用紙裏面をご確認ください。



## 8. 保育料について

(1) 保育に必要な費用にあてられます。

保育料は、保育所・認定こども園の光熱費や修繕などの管理費、給食や保育教材などの運営費、保育士の人件費等にあてられます。保育所・認定こども園の運営に必要な費用は、保護者の方に負担していただく保育料と、公費でまかなわれています。

(2) 給食費について

安芸太田町内の保育所・認定こども園に在籍する園児の給食費は無料です。

(3) 納入方法について

口座振替による納付と納入通知書による納付の2通りがありますが、保育料の納付について便利な口座振替をお願いしています。

(4) 納期限について

当月分の保育料の納入期限は、基本的には月末日です。納期限の日が土・日、祝日に該当する場合は、翌月最初の平日です。（口座振替の方については納期限日に指定口座から引き落としがされます。）納期限後20日を過ぎても納付の確認ができない場合は、督促手数料（100円）を加算して納付いただくこととなります。納期限を守っていただき確実な納付をお願いします。

(5) 保育料の計算方法 **※3歳以上児は無料**

- ① 児童の年齢と保育時間、保護者の所得にかかる町民税額に基づき算定します。
- ② 保育料は、在籍している期間について徴収するので、保育所・認定こども園を休んだ場合でも納めていただきます。
- ③ 4月分～8月分までの保育料は前年度住民税をもとに計算しますが、9月分～3月分までの保育料は当該年度住民税をもとに計算します。
- ④ 課税額の算定にあたっては、住宅借入金等特別控除・住宅耐震改修等特別控除・配当控除・寄付金控除・外国税控除等は適用されません。これらの控除がなかった場

合の税額となります。

入所児童の属する 世帯の階層区分		3号認定(3歳未満児)	
		保育標準時間D	保育短時間E
1	生活保護世帯	0円	0円
2	町民税非課税世帯	0円	0円
3-1	均等割の額 のみの世帯	11,700円	11,500円
3-2	所得割額が 48,600円未満	13,600円	13,400円
4-1	48,600円 以上 65,000円 未満	18,000円	17,700円
4-2	65,000円 以上 81,000円 未満	21,000円	20,600円
4-3	81,000円 以上 97,000円 未満	24,000円	23,600円
5-1	97,000円 以上 121,000円 未満	27,500円	27,000円
5-2	121,000円 以上 145,000円 未満	31,100円	30,600円
5-3	145,000円 以上 169,000円 未満	33,300円	32,700円
6-1	169,000円 以上 213,000円 未満	34,700円	34,100円
6-2	213,000円 以上 257,000円 未満	36,600円	36,000円
6-3	257,000円 以上 301,000円 未満	38,400円	37,700円
7	301,000円 以上 397,000円 未満	40,000円	39,300円
8	397,000円 以上	52,000円	51,100円

### 保育所・認定こども園徴収金（保育料）基準額表（月額）

※3歳未満児、3歳以上児とは、年度の4月1日現在の満年齢で計算します。

#### ○保育料 国の軽減策

《1・2号認定：3歳以上児》

□令和元年10月より無料

《3号認定：3歳未満児》

□2階層の場合、令和元年10月より無料

□町民税所得割額57,700円未満の場合、年齢に関係なく、最年長の子から順に1人目：全額、2人目：半額、3人目以降：無料となります。

□2人以上の児童が同時入所・入園している世帯は、1人目：全額、2人目：半額、3人目以降：無料となります。

ひとり親世帯・在宅障害児（者）のいる世帯等 基準額表（月額）

入所児童の属する 世帯の階層区分		3号認定(3歳未満児)	
		保育標準時間D	保育短時間E
1	生活保護世帯	0円	0円
2	町民税非課税世帯	0円	0円
3-1	均等割の額 のみの世帯	5,350円	5,250円
3-2	所得割額が 48,600円未満	6,300円	6,200円
4-1	48,600円 以上 65,000円 未満	7,650円	7,550円
4-2	65,000円 以上 77,101円 未満	9,000円	8,850円
	77,101円 以上 81,000円 未満	21,000円	20,600円
4-3	81,000円 以上 97,000円 未満	24,000円	23,600円
5-1	97,000円 以上 121,000円 未満	27,500円	27,000円
5-2	121,000円 以上 145,000円 未満	31,100円	30,600円
5-3	145,000円 以上 169,000円 未満	33,300円	32,700円
6-1	169,000円 以上 213,000円 未満	34,700円	34,100円
6-2	213,000円 以上 257,000円 未満	36,600円	36,000円
6-3	257,000円 以上 301,000円 未満	38,400円	37,700円
7	301,000円 以上 397,000円 未満	40,000円	39,300円
8	397,000円 以上	52,000円	51,100円

○保育料 国の軽減策

- 町民税所得割額 77,101円未満の場合、最年長の子から順に 1人目：全額、2人目以降：無料となります。
- 2人以上の児童が同時入所・入園している世帯は、1人目：全額、2人目：半額、3人目以降：無料となります。

**9. 安芸太田町第2子以降保育料軽減事業について**

当該年度の4月1日現在、18歳未満の児童が2人以上いる世帯で第2子以降のお子さんについては無料となります。ただし、新年度に入ってから申請が別途必要になり、町税、町使用料および保育料の滞納がないことが条件です。

## 10. 通園費補助金について

保育所・こども園への通園に対し、保護者の経済的負担の軽減と児童の福祉の推進を図ることを目的に通園費の補助を実施しています。

### (1) 事業内容

通園距離片道4キロメートル以上ある園児の保護者に対し、1キロメートル当たり月額500円を補助します。

### (2) 補助金交付対象

- ①町内に住所を有する者で通園距離が片道4キロメートル以上ある園児の保護者。  
ただし、送迎者の通勤に同乗する場合は、通勤経路分を除きます。
- ②同一世帯で2人以上の児童が通園している場合は1人分とします。
- ③対象者について町税、町使用料および保育料の滞納がないこと。

申請書は、各保育所・こども園・教育委員会にあります。申請後、通常は年度末に補助金の請求をしていただき交付をしますが、年度途中で退所（園）された場合は翌月に精算します。（新年度に入ってから申請が別途必要です。詳細については、教育委員会教育課にお問い合わせください。）

## 11. いろいろなサービス

サービスの種類	内 容
乳児保育	乳児の保育を実施しています。各保育所・認定こども園で受入年齢が違いますのでご相談ください。
一時保育	保護者の就労・就学などで一時的に保育が困難となる世帯や、保護者の疾病で緊急に保育が必要となる世帯の児童を一時的に保育します。 希望の場合、申込用紙が各保育所・認定こども園または教育委員会にありますので必要事項を記入・押印し提出ください。 一時保育料は、0歳 700円/1時間、1～2歳 400円/1時間、3歳 210円/1時間、4～5歳児 180円/1時間 です。
預かり保育	1号認定A区分・2号認定C区分・3号認定E区分のお子さんで、基本保育時間後も引き続き保育を実施します。実施時間は、18時までです。利用日数は同月内5日を限度とします。 預かり保育料は、0歳 700円/1時間、1～2歳 400円/1時間3歳児 210円/1時間、4～5歳児 180円/1時間 です。
延長保育 <small>(加計認定こども園あさひ) (認定こども園とごうち)</small>	加計認定こども園あさひ・認定こども園とごうちについては、18時～19時延長保育を実施しています。一日利用につき200円の延長保育料をいただきます。希望の場合は、認定こども園へご連絡ください。
地域活動	保育所・認定こども園が地域に愛され親しまれるとともに子どもたちの郷土愛を

	育み社会性を養うことを目的に福祉施設の訪問や防犯防火活動など、地域の多様な活動に参加しています。
保育相談 園開放	保育所での遊びを通して親子のふれあいを図りながら、保護者の育児に対する知識と意欲を高めるとともに、育児体験交流や保育相談を実施しています。
地域子育て 支援センター (加計・戸河内)	子育て家庭の育児不安などについての相談や助言、子育てに係わる情報提供、子育てサークルの育成・支援を行うことにより地域全体で子育てを支援する基盤づくりを図ります。
広域入所	仕事や家庭の都合により他市町の保育所への入所を希望される場合は、役場児童育成課へご相談ください。その保育所が受け入れ可能であれば町から広域入所サービスを他市町へ委託します。

## 12. 中途入所（園）申込について

中途入所（園）の場合、入所（園）を希望する月の前月の5日（5日がお休みの場合は、翌開庁日）までに書類を整えて提出してください。



### 13. 保育所・認定こども園一覧表

施設名	住所		電話番号	定員	 
加計認定 こども園あさひ	加計 3771 番地 1		22-0011	60 人	
	区分	受入開始年齢	開所時間		
	2号認定 1号認定	3歳児	平日 7:00~19:00 土曜日 7:00~19:00		
3号認定	3か月				
施設名	住所		電話番号	定員	 
修道保育所	穴 2863 番地 2		23-0424	20 人	
	区分	受入開始年齢	開所時間		
	2号認定 1号認定	3歳児	平日 7:00~18:00 土曜日 7:00~18:00		
3号認定	10か月				
施設名	住所		電話番号	定員	 
筒賀保育所	中筒賀 1782 番地		32-2400	19 人	
	区分	受入開始年齢	開所時間		
	2号認定 1号認定	3歳児	平日 7:00~18:00 土曜日 7:50~12:30		
3号認定	10か月				
施設名	住所		電話番号	定員	 
認定こども園 とごうち	上殿 1886 番地 1		28-7111	60 人	
	区分	受入開始年齢	開所時間		
	2号認定 1号認定	3歳児	平日 7:00~19:00 土曜日 7:00~19:00		
3号認定	3か月				

問い合わせ先：安芸太田町教育委員会 教育課 子育て支援係  
(電話) 0826-22-1212